

拡大ワーキンググループ会合の開催に向けた検討課題について

JTCCM

実施要領第2部第1章4. 分野別ワーキンググループ（WG）には、次の通り記載されている。

→より効果的な制度の構築のため、必要に応じ、ベンダー代表団体等も含めた拡大ワーキンググループ（ステークホルダー会議）を開催することができる

次年度以降、当分野の技術実証を継続的に実施する場合、拡大 WG にて下記の内容を検討しなければならないと考える。

○審議事項（対象技術について）
<ul style="list-style-type: none"> • 屋根・屋上用高反射率塗料の取り扱い →屋根用高日射反射率塗料の JIS 制定と関係性の整理など • 過去の事業で実証した技術に対する取り扱い →窓用日射遮蔽フィルムは試験方法が平成 20 年度より変更されている（JIS A 5759 の改正に伴う変更）。本年度の実証事業では、試験方法が変更される前の技術について、試験方法が変更された後の手法を用い、実証試験を行うことができることとした。 • 新規に対象とする技術の募集 →平成 18 年度から当分野の技術実証が進められ、平成 22 年度には、15 種類の技術を対象とした。今後対象となり得る技術についての検討など。
○課題点抽出（分野運営について）
<ul style="list-style-type: none"> • ロゴマーク／実証試験結果報告書の利用状況調査 →平成 22 年度の事業において分野別の個別ロゴマークを設定した。実証申請者の使い勝手、要望等の調査の実施についての検討など。 • その他